

外務員資格試験等規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第69条の規定に基づき外務員資格試験（以下「試験」という。）、外務員資格認定講習（以下「認定講習」という。）、登録更新講習（以下「更新講習」という。）及び登録外務員等に対する研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定め、外務員の資格の取得等に関する業務の適正な運営を確保すること等を目的とする。

第 2 章 試 験

(試験の実施)

第 2 条 本会は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第200条第 1 項（法第240条の11において準用する場合を含む。）に規定する外務員（以下「外務員」という。）の登録を受けようとする者又は法第200条第 7 項（法第240条の11において準用する場合を含む。）の外務員の登録の更新を受けようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

(受験資格)

第 3 条 試験を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員又は使用人
- (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員又は使用人
- (3) 法第190条第 1 項の許可及び法第240条の 2 第 1 項の登録を受けようとする者であって、これらの申請に係る申請書の写しその他の当該許可及び登録を受けようとすることを証する書面を本会に提出した者（以下「未許可法人等」という。）の役員又は使用人
- (4) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等の役員又は使用人として 6 か月以内に採用しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、試験を受けようとする日において、次のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。

- (1) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第 1 項に規定する一級不都合行為者
- (2) 指導等規則第16条第 1 項に規定する二級不都合行為者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者
- (3) 第 9 条第 5 項の規定により本会が試験を受けさせないこととした者
- (4) 試験に不合格となり、当該試験を受けた日から30日を経過していない者

(受験の禁止)

第 4 条 会員等及び未許可法人等は、前条第 1 項に掲げる資格を満たしていない者又は第 2 項に該当する者に試験を受けさせてはならない。

2 本会は、前条第 1 項に掲げる資格を満たしていない者又は第 2 項に該当する者が試験を受けた場合には、その受験がなかったものとして取り扱うものとする。

(試験の種類)

第 5 条 試験は、次に掲げる 2 種類とする。なお、日本証券業協会（以下「J S D A」という。）の定

める商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則第5条第1項の規定により読み替えられたJSDAの定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「JSDA登録等規則」という。）第4条第7号ホの「商先協が実施する所定の試験」とは、次の第1号の試験のことをいう。

- (1) 商品デリバティブ取引総合試験
- (2) 商品先物取引限定試験

（試験科目）

第6条 試験は、次に掲げる科目について行う。ただし、前条第2号に規定する商品先物取引限定試験については第5号を除く。

- (1) 商品先物市場論
- (2) 商品先物取引法令・諸規程
- (3) 商品先物取引業務の基礎知識
- (4) 商品の基礎知識
- (5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく商品関連市場デリバティブ取引業務の基礎知識

（受験手続）

第7条 試験を受けようとするときは、外務員資格試験等実施要領（以下「試験等実施要領」という。）に定めるところにより、本会に申し込むものとする。

（受験手数料）

第8条 試験を受けようとするときは、別表で定める額の受験手数料を本会に納付しなければならない。

（受験の停止、合格の取消し等）

- 第9条** 本会は、不正の手段により試験を受け、又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対し、その受験を停止し、合格の決定を取り消すことができる。
- 2 本会は、不正の手段による受験が行われた場合又は行われた可能性がある場合は、その事実関係について調査することができる。
 - 3 会員等及び未許可法人等は、前項の規定による調査に対し、当該事案に関する情報提供その他必要な協力をしなければならない。
 - 4 会員等及び未許可法人等は、試験を受けさせようとする者に対して必要な指導を実施するとともに、不正の手段による受験の発生の防止に努めなければならない。
 - 5 本会は、第2項の規定により調査した結果、不正の手段により受験したと認めた者に対しては、1年以内の期限を定めて試験を受けさせないことができる。

（合格証書の交付）

第10条 本会は、試験に合格した者に対して合格証書を交付する。

（試験の細目）

第11条 この規則に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、試験等実施要領の定めるところによる。

第 3 章 認定講習

(認定講習の実施)

第12条 本会は、外務員の登録を受けようとする者であつて次条に定める要件を満たしている者に対し、外務員に必要と認められる知識を取得するための認定講習を実施する。

(受講要件)

第13条 認定講習を受講できる者は、JSDA登録等規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有している者であつて、同規則第3条第1項に規定する登録を受けている外務員又は会員等の外務員の登録等に関する規則第8条に規定する外務員の登録の申請までに一種外務員の登録を受けていると見込まれる者であつて、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員又は使用人
- (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員又は使用人
- (3) 未許可法人等の役員又は使用人
- (4) 会員等又は未許可法人等の役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、認定講習を受講しようとする日において、次の各号のいずれかに該当する者は、認定講習を受講することができない。

- (1) 指導等規則第16条第1項に規定する一級不都合行為者
- (2) 指導等規則第16条第1項に規定する二級不都合行為者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者
- (3) JSDA登録等規則第6条又は第6条の2の規定に基づく証券外務員の職務の禁止措置を受けている者
- (4) 内閣総理大臣から金融商品取引法第64条の5の規定に基づく2年以内の職務停止処分を受けている者
- (5) 第15条で準用する第9条第5項の規定により本会が受講させないこととした者
- (6) 認定講習を修了していない者のうち、当該認定講習の受講の日から30日を経過していない者

(受講の禁止)

第14条 会員等及び未許可法人等は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者に認定講習を受講させてはならない。

2 本会は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱うものとする。

(準用)

第15条 第7条から第11条までの規定は、認定講習について準用する。この場合において、第7条の見出し中「受験手続」とあるのは「受講手続」と、同条、第8条、第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条並びに第11条（見出しを含む。）中「試験」とあるのは「認定講習」と、第8条（見出しを含む。）中「受験手数料」とあるのは「受講手数料」と、第9条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「受験」とあるのは「受講」と、同条の見出し中「合格」とあるのは「修了」と、同条第1項中「合格の決定」とあるのは「修了の認定」と、第10条（見出しを含む。）中「合格証書」とあるのは「外務員資格認定講習修了証書」と、同条中「に合格した」とあるのは「を修了した」と読み替えるものとする。

第 4 章 更新講習

(更新講習の実施)

第16条 本会は、外務員の登録の有効期間の満了により登録の更新を受けようとする者等に対し、更新講習を実施する。

(受講要件)

第17条 更新講習を受講できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員又は使用人
 - (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員又は使用人
 - (3) 未許可法人等の役員又は使用人
 - (4) 会員等又は未許可法人等の役員又は使用人として6か月以内に採用しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、更新講習を受講しようとする日において、次のいずれかに該当する者は更新講習を受講することができない。
- (1) 指導等規則第16条第1項に規定する一級不都合行為者
 - (2) 指導等規則第16条第1項に規定する二級不都合行為者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者
 - (3) 第19条で準用する第9条第5項の規定により本会が受講させないこととした者
 - (4) 更新講習を修了していない者のうち、当該更新講習の受講の日から30日を経過していない者

(受講の禁止)

第18条 会員等及び未許可法人等は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者に更新講習を受講させてはならない。

- 2 本会は、前条第1項に掲げる要件を満たしていない者又は第2項に該当する者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱うものとする。

(準用)

第19条 第7条から第11条までの規定は、更新講習について準用する。この場合において、第7条の見出し中「受験手続」とあるのは「受講手続」と、同条、第8条、第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条並びに第11条（見出しを含む。）中「試験」とあるのは「更新講習」と、第8条（見出しを含む。）中「受験手数料」とあるのは「受講手数料」と、第9条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「受験」とあるのは「受講」と、同条の見出し中「合格」とあるのは「修了」と、同条第1項中「合格の決定」とあるのは「修了の認定」と、第10条（見出しを含む。）中「合格証書」とあるのは「登録更新講習修了証書」と、同条中「に合格した」とあるのは「を修了した」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑 則

(研修の実施)

第20条 本会は、外務員に対し、外務員として必要な知識を与え、もってその資質の向上を図るため、研修を実施することができる。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成7年1月25日）から施行し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の規則を適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の講義科目に係る別表を改正。
- (2) 第9条第1項に係る試験科目を改正。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第1条、第2条、第4条、第9条第1項第5号、同条第2項、第10条、第13条及び第16条第2項を改正。第8条旧第2号を削除し、同条旧第3号を第2号に繰り上げる。

附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成11年7月14日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条に第3号を新設し、第16条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条第3号及び第16条第1項を改正。
- (2) 第3条第4号、第18条第2項及び第3項を新設。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第7条、第8条、第9条第2号、第3号、第2項、第10条、第14条、第16条、第18条第1項を改正。
- (2) 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第9条第4号、第17条を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第13条を新設。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第4号を第5号に繰り下げ、第4号を新設。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

(1) 第3条第1項第4号を改正。

(2) 第3条第2項及び第3条の2を新設。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

(1) 第3条第1項第3号、第6条の見出しを改正。

(2) 旧第3章を第4章に、旧第4章を第5章に繰り下げ、第3章を新設。

(3) 旧第7条を第13条に繰り下げ、第7条を新設。

(4) 旧第8条を第14条に繰り下げ、第8条を新設。

(5) 旧第9条を第15条に繰り下げ、改正し、第9条を新設。

(6) 旧第10条を第16条に繰り下げ、第10条を新設。

(7) 旧第11条を第17条に繰り下げ、第1項を改正。

(8) 旧第12条を第18条に繰り下げ、第1項、第2項及び第3項を改正。

(9) 旧第13条を第19条に繰り下げ。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1項第3号、第4条第1項第5号及び第17条第2項を改正。

附 則

1. この改正は、改正の日（令和7年9月30日）から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。

2. この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以前に改正前の規則（以下「旧規則」という。）により本会が実施した試験に合格した者又は認定講習若しくは更新講習を修了した者は、改正後の規則（以下「新規則」という。）により本会が実施した試験に合格した者又は認定講習若しくは更新講習を修了した者とみなす。

3. 施行日以前に旧規則第18条の規定による受講、受験の停止等の処分を受けた者について、新規則第9条第5項（第15条及び第19条で準用する場合を含む。）の規定は適用しない。
4. 施行日以前に旧規則第7条の規定による認定講習又は第13条の規定による更新講習を修了しなかった者について、新規則第13条第2項第6号又は第17条第2項第4号の規定は適用しない。
5. 2から4に定めるもののほか、新規則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。

（注1）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第2章、第3章及び第4章の表題を改正。
- (3) 第2条の見出し及び柱書きを改正。
- (4) 第3条第1項柱書き、第1項第1号から第4号を改正、第2項柱書き、第2項第1号及び第2号を改正、第3号及び第4号を新設。
- (5) 旧第3条の2を第4条に繰り下げ、第1項及び第2項を改正。
- (6) 第5条を新設。
- (7) 旧第4条を第6条に繰り下げ、第1項柱書き及び第5号を改正、旧第2項を削る。
- (8) 旧第5条を削る。
- (9) 第7条から第9条を新設。
- (10) 旧第6条を第10条に繰り下げ、柱書きを改正。
- (11) 第11条を新設。
- (12) 旧第7条を第12条に繰り下げ、見出し及び柱書きを改正。
- (13) 旧第8条を第13条に繰り下げ、第1項柱書き及び第1項第1号から第4号を改正。第2項柱書き、第2項第1号及び第2号を改正、旧第3号を削り、旧第4号及び旧第5号を第3号及び第4号に繰り上げて改正、第5号及び第6号を新設。
- (14) 旧第9条を第14条に繰り下げ、第1項及び第2項を改正。
- (15) 旧第10条から旧第12条を削る。
- (16) 第15条を新設。
- (17) 旧第13条を第16条に繰り下げ、見出し及び柱書きを改正。
- (18) 旧第14条から旧第16条を削り、第17条から第19条を新設。
- (19) 旧第17条及び旧第18条を削り、旧第19条を第20条に繰り下げる。
- (20) 別表を新設。

（注2）附則1. の本会の定める日は、令和8年1月23日開催の第211回理事会の決定により、令和8年3月11日とされた。

【別 表】

	会 員 等	未許可法人等
商品デリバティブ取引総合試験	8,000円	16,000円
商品先物取引限定試験	6,000円	12,000円
外務員資格認定講習	13,000円	26,000円
外務員登録更新講習	10,000円	20,000円

外務員資格試験等実施要領

本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う外務員資格試験（以下「試験」という。）、外務員資格認定講習（以下「認定講習」という。）並びに登録更新講習（以下「更新講習」という。）は、本要領により実施する。

1. 試験の実施

- (1) 試験は、株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ（以下「CBT-Solutions社」という。）が実施するコンピュータ試験の方法（以下「CBT方式」という。）により行う。
- (2) 前項本文の申込手続等は、CBT-Solutions社のWEBサイトより行う。
- (3) 試験科目は規則第6条に規定する5科目とし、その内容は別表に定める。
- (4) 試験の出題数、合否判定、試験時間は、規則第5条各号に規定する試験の区分に応じて次のとおりとする。
 - ① 商品デリバティブ取引総合試験
 - ア 出題数 規則第6条第1号から第4号に係る30問及び第5号に係る10問の合計40問
 - イ 合否判定 1問10点とし、総配点(400点満点)の80%(320点)以上で合格
 - ウ 試験時間 120分
 - ② 商品先物取引限定試験
 - ア 出題数 規則第6条第1号から第4号に係る30問
 - イ 合否判定 1問10点とし、総配点(300点満点)の80%(240点)以上で合格
 - ウ 試験時間 90分
- (5) 試験問題の解答は○×方式及び選択方式とする。

2. 認定講習の実施等

- (1) 認定講習は、CBT方式により行う。
- (2) 前項本文の申込手続等は、CBT-Solutions社のWEBサイトより行う。
- (3) 認定講習内容は以下のとおりとする。
 - ① 商品デリバティブ取引の社会経済的意義等について
 - ② 商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則について
 - ③ 適切な営業行為及び商業倫理について
 - ④ 外務員が法令に違反した時の効果について
- (4) 認定講習に付設される理解度確認テストの出題数は20問とし、80%（16問）以上の正答をもって認定講習の受講を修了した者として取り扱う。
- (5) 認定講習の講習時間は120分とする。
- (6) 理解度確認テストの解答は選択方式とする。

3. 更新講習の実施等

- (1) 更新講習は、CBT方式により行う。
- (2) 前項本文の申込手続等は、CBT-Solutions社のWEBサイトより行う。
- (3) 更新講習の内容は、外務員として適正な商品先物取引業務を遂行するための知識に関するものとする。
- (4) 更新講習に付設される理解度を確認する設問は12問とし、8問以上の正答をもって更新講習の

受講を修了した者として取り扱う。

- (5) 更新講習の講習時間は90分とする。
- (6) 理解度を確認する設問の解答は選択方式とする。

4. CBT方式の代替措置

システム障害等によりCBT方式の実施ができない場合には、その状況に応じて本会が指定する日時及び場所において試験、認定講習、更新講習を実施することができる。

附 則

この要領は、平成3年10月2日から実施する。

附 則

この改正は、平成7年1月25日から実施し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の要領を適用する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(4)、(7)及び(8)を改正。
- (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(1)、2の(1)及び(2)を改正。

附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 4の(1)を改正し、5を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(4)の②及び5を改正。
- (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 1の(1)、(2)、及び2の(1)、(2)を改正。
- (2) 1の(3)を削除。
- (3) 2の(3)を削除し、2の(4)から(8)を(3)から(7)に繰り上げる。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 前文、1の(3)の①、2の(1)、(2)、(3)、(5)、3の(2)、4の(1)、(3)、(5)、(7)、5を改正。
- (2) 1、4の(2)を削除し、順次繰り上げ。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正内容はコンピュータ講習・試験の実施に伴うもので、改正事項は次のとおりである。

- (1) 1の(1)、(2)及び2の(1)、(2)を改正。
- (2) 3の(1)、(2)を新設。
- (3) 旧3の(1)から(6)を新3の(2)の①から⑥に変更し、①を改正。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(7)を改正。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(3)の①及び別表を改正。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 1 の(3)の①を改正。
- (2) 1 の(3)の②を新設。
- (3) 旧 1 の(4)を(5)に繰り下げ、旧 1 の(3)の②を(4)に改正。
- (4) 旧 1 の(5)を(6)に繰り下げ。
- (5) 旧 1 の(6)を(7)に繰り下げ。
- (6) 旧 1 の(7)を(8)に繰り下げ。
- (7) 【別表】中の「商品先物取引業務の基礎知識」を改正、「金融商品取引法関連知識」を新設。

附 則

この改正は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 前文を改正。
- (2) 旧 3 を 4 に繰り下げ、3 を新設。
- (3) 旧 3 の(1)及び(2)を改正。
- (4) 旧 4 を 5 に繰り下げ。

附 則

1. この改正は、改正の日（令和 7 年 9 月 30 日）から起算して 6 月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。
2. この改正の施行の日以前に改正前の実施要領により本会が実施した更新講習の受講を修了している者は、改正後の実施要領により本会が実施した更新講習の受講を修了した者とみなす。

(注 1) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 前文を改正。
- (2) 1 の(1)から(3)及び(5)を改正、(3)の①及び②、旧(4)、(6)から(8)を削り、(4)を新設。
- (3) 旧 2 を 3 に繰り下げ、2 を新設。
- (4) 旧 2 の(1)及び(2)を改正、(3)から(6)を新設。
- (5) 旧 3 から旧 5 を削り、4 を新設。
- (6) 【別表】中の科目「金融商品取引法関連知識」及び内容の「金融商品販売法」を改正。

(注 2) 附則 1. の本会の定める日は、令和 8 年 1 月 23 日開催の第 211 回理事会の決定により、令和 8 年 3 月 11 日とされた。

【別 表】

科 目	内 容
商品先物市場論	<p>先物取引の特徴</p> <p>商品先物市場の機能</p> <p>商品先物取引の取引対象</p> <p>商品先物取引の利用形態</p> <p>商品取引所の取引</p> <p>商品先物取引の歴史、現状、展望</p>
商品先物取引法令・諸規程	<p>商品先物取引法令</p> <p>商品先物取引業者等の監督の基本的な指針</p> <p>日本商品先物取引協会 定款・諸規程</p>
商品先物取引業務の基礎知識	<p>商品先物取引業者の位置付け、業務等</p> <p>登録外務員の位置付け、職務等</p> <p>健全な受託業務のための諸施策</p> <p>外務員に求められる倫理観</p>
商品の基礎知識	<p>商品の特性</p> <p>商品の価格変動要因</p> <p>商品の価格変動に係る損益計算</p>
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく商品関連市場デリバティブ取引業務の基礎知識	<p>金融商品取引法の概要</p> <p>（行為規制、投資者保護基金、指定紛争解決機関等に関する知識）</p> <p>金融サービス提供法その他</p> <p>（金融サービス提供法、消費者契約法、個人情報保護法、犯収法）</p>

科 目	内 容
	<p>日本証券業協会定款・諸規則</p> <p>取引所定款・諸規則</p> <p>（商品関連市場デリバティブ取引に係る市場が開設されている取引所に関するもの）</p> <p>外務員に求められる倫理観</p> <p style="text-align: right;">計 5 科目</p>